

## 令和5年度 第2回三島市障害者施策推進協議会 会議録

### 1 開催日時

令和5年10月12日(木)午後2時から午後3時45分まで

### 2 開催場所

三島市役所本館 3階 第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 19人(22人中)

中村正蔵会長、松村隆文副会長、秋山裕子委員、小川恭弘委員、山口晶久委員、三宅秀樹委員、伊藤美恵子委員、石田えつ子委員、新井早苗委員、三浦正康委員、椿くみ子委員、仲地成子委員、山本秀臣委員、土屋令子委員、村田佳弘委員、太田将誉委員、増田泰三委員、松本仁美委員、鈴木俊昭委員  
(欠席 上田豊子委員、皆川尚之委員、碓井宏政委員)

#### (2) 事務局ほか 6人

水口社会福祉部長  
(障がい福祉課)青柳課長、津田課長補佐、木村主幹、青木精神保健福祉士  
Next-i 株式会社名古屋支店 安村氏  
(三島市障害者計画及び三島市障害福祉計画・三島市障害児福祉計画策定 業務委託受託者)

4 会議の公開・非公開 公開

5 傍聴人の人数 0人

### 【会議録要旨】

#### 1 開会

#### 2 社会福祉部長挨拶

#### 3 議事

— これより会長による議事進行—

##### (1) 第5期三島市障害者計画について

資料1に基づき事務局(津田課長補佐)から説明があった後、次のような質疑応答及び意見交換がされた。

委員:計画の基本目標について、市民意識調査による「障がいのある人への理解度」となっているが、この理解度とはどのような質問をしていて、どこまでを理解ととらえているのかを教えてください。

事務局:市民アンケート調査は、市の様々な施策への設問を設定している。その中の1項目として、障がい者に関することとして、「市民の間で障がいのある人に対する理解が進んでいると感じますか」を質問とした。これに対し、「非常に理解が進んでいる」、「ある程度理解が進んでいる」、「あま

り理解が進んでいない」、「全く理解が進んでいない」、「わからない」の5つの選択肢となっており、市としてはこの中から「非常に理解が進んでいる」と「ある程度理解が進んでいる」の割合を合計したものを「障がいのある人への理解度」として目標の数値として使用している。

委員：「②就学支援の充実」の現状と課題の中で、「学校側の負担」とあるが、これについては学校側から負担だという声が上がっているのか。

少なくとも、本校では負担だと考えておらず、とても必要なことだと捉えている。特別支援学校には教育相談ができる人材を配置し、積極的に受け入れている。幼稚園児や小学校から転入してくる児童、小学校に戻っていく児童などのやり取りを進めているが、特別支援学校においては見学機会の提供についての負担はあまりないと考えている。

事務局：学校の負担については、7月から8月にかけて実施した市内各課への進捗状況調査において、課題として記載があったものである。限られた教職員数で十分なことができているかどうか、実際にはできていると考えているが、やはり現場からの意見としてかなり厳しいと聞いているため、それを受けて課題としている。

委員：「③小・中学校における特別支援教育の充実」の現状と課題について、「通級指導教室やことばの教室の待機児童の発生が懸念されます。」とあるが、懸念されることについて、具体的にどのように進めていくのか。今は小学校、中学校、特別支援学校どこも、教員が人材不足となっている。こうした中で、人材育成をどう考えていくのかが具体的に見えてくると、理解しやすいと思う。教職員の研修については、特別支援学校では今在籍している児童生徒たちのタイムリーなフォローはできていると考えている。一方、小学校、中学校、高校での理解について、児童生徒たちの困りごとに対する支援要請がたくさんある。「実施していきます」とあるが、すでに実施している状況なので、さらに充実させていきたいなど、もっと踏み込んだ内容にしたい。

事務局：具体的にどのような形で進めていけるのか検討し、記載方法を考えたい。

委員：特別支援学校高等部卒業後の移行に関して、三島市は移行支援会議がないことに驚いた。私は今年の4月に伊豆の国特別支援学校に赴任したが、他の市町では各学校で行っている。移行支援会議は、学校の担任、本人、保護者、支援者、行政の担当課等の大勢の人数を交えて、社会に出た時の課題やどういった支援を受けられるのかについての話を1時間程度かけて話し合っている。三島市でも仕組みから作っていただきたい。仕組みがあれば、本人が高齢者になったときにも全体の把握、困り感の把握にも結び付くと思うので、検討していただきたい。

委員：市が主催の移行支援会議の実施ということだとおもうが、以前は三島市

役所の中で、1時間ごとに1人ずつやっていた時代があったが、現在は特別支援学校に何って移行支援会議に出席するというスタイルになっている。相談支援事業所の役割が昔と比べて機能的に非常に重要になっているので、行政よりも、相談支援事業所主体でマネジメントをしていくという形となっている。

委員:移行支援会議については、市が主催でやっていくのが良いのではと考えており、今までの経験では、他市町では行政がやってくださっていた。市役所で市から呼びかけて、様々な人を呼んでいただく。例えば学校からは担任や担当した教員が赴いて子どもたちのことを話し、子どもたち本人も自分のことを話して理解を求める。将来心配なことも保護者も一緒になって話をするということ、行政がやることなのではないかと考えている。それだけで教員の負担軽減になるかと思う。

事務局:以前は市で移行支援会議を行っていたとのことだが、学校主催に変わった経緯があるかと思うので、教育委員会とともに今後の方針を検討したい。

委員:1人ずつの生徒のことを皆で話し合う、これからの見通しも含めて、どのような支援が必要かを考えていける場の設定をしていただきたい。

学校によっては移行支援会議をやっているところとやっていないところがあるかもしれないので、全員にやっていただきたい。

委員:基本的に特別支援学校や事業所から一般就労する方対については、資料の中にもあったように障害者就業・生活支援センターに引継ぎをする。障害福祉サービスを利用しないため、相談支援事業所から障害者就業・生活支援センターに移行し、障害者就業・生活支援センター主催の移行支援会議を開催し、そこに企業や事業所の職員が入って、アフターケアをどういう形でしていくかを話し合う仕組みが就労にはある。私も県のこのような会議の委員でもあるが、基本的に特別支援学校の高等部を卒業して一般就労する人については、障害者就業・生活支援センターにつなげて、障害者就業・生活支援センターでアフターケアを行う仕組みである。県としては、障害者就業・生活支援センターを有効に活用してアフターケアを行い職場定着させていく仕組みとなっている。

会長:移行支援については、現状を把握してどのような形が良いのかを検討する必要があるため、事務局に現状把握をお願いしたい。

委員:移行支援会議については、他の市で行っていることであるので、主催が特別支援学校であるならば、市も出席することを考えてほしい。

アーチについてだが、地域課題については、手をつなぐ育成会としていろいろ考えて活動している。アーチも地域課題の解決における活動をしている。アーチは事業所が主体となって事務局が動いていると聞いているが、育成会、団体、個人でのアーチへの参加は可能か。

災害ネットワーク委員会に手をつなぐ育成会が参加していたが、令和5

年度からはアーチが引き継ぐこととなった。どの団体でも災害について考えているので、一緒に考えたらどうかと思っている。個々だと範囲が広すぎてしまうため、ぜひアーチと一緒に団体、個人が一緒に考えられた良い。また、「僕たちのことを僕たち抜きで考えないで」という話もある。やはり障がい者のことを話すのであれば、障がい者本人や当事者、家族なども加えないと分からないことがたくさんあると思う。

事務局：手をつなぐ育成会からアーチに参加していただいているが、メンバーを広げるといふことであれば、柔軟に対応できるようアーチの中で検討していければと考えている。

委員：災害ネットワーク委員会が現在開かれていないとのことだが、災害が多いので、ぜひ当事者や家族を巻き込んで、いろいろと考えていただけたらと思う。アーチの状況があまり伝わってこないなので、ぜひ皆さんに周知できるようにアーチの活動を伝えてほしい。

事務局：災害ネットワーク事業については、本年度からアーチが検討することになっているが、委員のご指摘の通り、現状では動き出していないという状況ではあるが、災害のことなので、アーチの中で検討していきたい。

また、アーチの活動状況についても、適宜情報提供できるように対応していきたい。

委員：県障害者計画の策定の際には、目玉になるものは何かということについて、障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されることになった。法改正で大きく変わるところがここになるため、県はここを目玉に持ってきており、県においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を作成しているので、条例に基づく合理的配慮の提供の促進を計画に盛り込んでいる。

三島市の計画では「ハートづくり」になるが、P64の施策の方向に法改正という言葉があるが、法改正によって何が変わったかが書かれていない。

民間事業者も合理的配慮を提供しないと法律違反になってしまうことを知らなければならない。それを周知するのが行政機関の責任でもあるということで、周知活動とは書いているが、少なくとも「合理的配慮の提供」という言葉を盛り込めば、より分かりやすい計画になるのではないかと思う。

事務局：周知の強化や合理的配慮の内容の記載について充実させる。

委員：P38の「生活支援の推進」について、施策の方向で「市独自の補助事業である共同生活援助家賃補助事業」があるが、当事業所では3つのグループホームを運営しており、三島市民が約24名利用されている。この家賃補助は利用者にとって本当にありがたい制度である。県内で家賃の補助をしているのは三島市だけと聞いている。「事業の見直しを図った上で、引き続き事業の実施を図ることができるように財政面も含めた体制整備を進めます」とあり、廃止になるのではないかと心配している。財政が厳しいことは承知し

ているが、補助を継続していただけると非常にありがたい。

事務局：家賃補助については、廃止するかどうかというところはまだ結論が出ていない。計画の期間の中ではこのような形で記載しているが、状況を見ながら対応していければと考えており、現状ですぐに廃止をするということではないので、ご理解いただきたい。

委員：P31に「保健委員の選出が困難な自治会も見受けられ」という記載があるが、具体的に市内のどれくらいの自治会が出せないのか分かれば教えていただきたい。どの自治会でも役員探しに苦労している。保健委員だけでなく、民生委員・児童委員、保護司など、どこの団体でも減っている。保健委員について、選出ができない自治会の数が分かれば教えてほしい。

事務局：保健委員の選出が困難な自治会について、正確な数字を把握していないので、確認してお伝えする。

委員：P61の避難行動要支援者の説明について、「各自治会連合会総会」ではなく、「各自治会連合会」である。

- (2) 第7期三島市障害福祉計画、第3期三島市障害児福祉計画について  
資料2に基づき事務局(青木精神保健福祉士)から説明があった後、次のような意見交換及び質疑応答がされた。

委員：まごころ会は精神障がいの家族会であり、当事者の家族の集まりである。この計画では障がいの当事者本人についてのことが述べられているが、家族という言葉が1回も出てこない。実際にサービスの手続きをするのは家族であり、このような会議の際にいつも話しているが、家族は非常に疲れており、また、孤立しているので、ケアする人のケア、家族のケアが必要。表には出てこないが、助けを求めているのは家族も同じ。例えば家族会の場合は主に親が多いが、定期的に懇談という形で会合をして分かち合い、日ごろの悩みを打ち明け合うだけでほっとするという声が聞かれる。皆様の施設等でも、家族を対象とした交流会をやっていただければ家族としては非常に助かると思う。

事務局：障害福祉計画については、サービス支給量の見込みなど、実施計画的な性格であるため、家族の支援について明記していない。障害者計画に家族への支援についての記載が足りない面もあるが、障害者計画のP38、39で、国の方針で入れられた「ヤングケアラーに対する支援」といった形で新たに明示している。また、サービスの提供が家族への支援につながっていると考えている。

委員から提案の家族に対する支援についても、意見を踏まえて考えていきたい。

委員：学校では保護者のケアが増えてきている。以前に比べると支援するとこ

ろが増えているが、やはり学校の担任に相談することが多く、よく1時間ほど電話を受けており、その中に保護者のケアもあるので、大変だと感じている。

P79の資料編に障がいのある人へのアンケート調査の概要があるが、配布数が2,000件に対して回収数が899件となっているが、回収数が少ないと思う。障がい当事者の回答と思うが、今後は当事者だけではなく家族に対するアンケートもあると、より把握しやすいと思う。

事務局：アンケート調査について、今回はインターネット等でも回答できるようにするなど、回答しやすい環境を作ったが、前回と比べると回収率が下がっていることについては考えていく必要がある。

内容については、障がいのある人が対象のアンケート調査だが、家族の事情や気持ちなどの意見を収集できるよう、次回の計画策定時とはなるが検討したい。

委員：障がいのある人は、自分で手を挙げたり困っていることを言えない人が多いと感じている。窓口にいかないと支援を受けられないことが多いが、現在困っている人はたくさんおり、学校が卒業後のことをすべて把握することはできないので、つながりを持ちながら、具体的に今困っている人をどうするか、声を挙げられない人をすくいあげるかがこれからの課題になってくると思う。ぜひそういった施策をお願いしたい。

事務局：声を上げられない人の支援について、行政として相談支援事業所などのいろいろな機関や団体と連携し、支援ができるような体制づくりを考えていきたい。特に知的障がいをもっている人は、自分から助けを求めることができない場合があるので、アウトリーチとして、生活支援センターが取り組んでいる。そのような機関と連携して機能を強化していきたい。

委員：障がい当事者であると、表向きに分かる人、見える障がいと見えない障がいがあると思う。見えない障がい者の場合、仕事もできず、誰も認めてくれない。皆さんに知られていないので、本日が良い機会だと思って発言した。

委員：P68の相談支援事業について、第6期の計画値では3年間で7事業所ずつの計画であり、実績では6事業所ずつとなっている。第7期の計画値についても現状と同じ6事業所ずつとなっているが、知的障がい者や精神障がい者は増えていると思う。6事業所で現状をキープできていればいいが、前計画で7事業所としているものを次期計画で下げてしまっているのかと感じた。

事務局：相談支援事業所については、市として相談支援事業を委託している事業所である。第6期計画値では7事業所としたが、1事業所が条件を満たさなくなったことで、6事業所となった経緯がある。市内にはこの6事業所以外にも、市の委託ではないが相談支援事業所はある。現状では他の事業所への委託については難しい状況であるが、今後、増えていくように、行政とし

ても相談支援事業所との連携の中で取り組んでいきたい。

(3) その他

その他として意見等はなかった。

- 会長による議事進行終了 —
- 事務連絡 —

- ・今後のスケジュールについて説明
- ・次回会議について連絡

4 閉会